

# 業務報酬基準(告示第98号)の改正に係るこれまでの検討のとりまとめ

---

令和5年8月28日  
国土交通省 住宅局

## 本日御議論頂きたい事項

- これまでの検討経緯 (P 3 ~)
- 課題と検討状況 (P 7 ~)
- 略算表の改訂に関する検討経緯と検討結果 (P 15 ~)
- その他 (P 20 ~)

# これまでの検討経緯（概要）

- **令和3年8月に中央建築士審査会において、H31告示第98号（以下「告示第98号」という。）の見直しに向けた検討を開始。** 詳細な検討を進めるため、**有識者、設計団体で構成する、検討委員会を設置**（委員長：大森文彦 弁護士・東洋大学名誉教授）。  
[これまでに計13回の検討委員会を開催。]
- 関係団体へのヒアリングをもとに、検討委員会において告示第98号の課題を整理し、**令和3年12月の中央建築士審査会において、告示第98号の改正方針を確認。**
- その後、検討委員会において改正方針の検討を深めつつ、**令和4年9月の中央建築士審査会に確認。**
- 令和4年5月～8月に建築士事務所を対象とした「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」を実施。本調査により得られた回答をもとに、検討委員会において告示第98号の改正案を検討し、**令和4年12月の中央建築士審査会に検討状況を報告。**
- その後、検討委員会において改正案の検討を進め、**業務報酬基準（告示第98号）改正案を作成。**
- 本中央建築士審査会で告示改正案を審議ののち、パブリックコメントを実施。パブリックコメントの結果を踏まえ、次回の中央建築士審査会において告示改正案を再審議し、今年度中の改正を予定。（ガイドラインは平行して検討。）

## <設計事務所を対象としたアンケート調査（設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査）について>

	内容	
①実施期間	令和4年5月30日～8月12日（改修調査を除く）	<b>【事務所調査（回答数：690事務所）】</b> ・事務所の形態 ・職員数 ・直接人件費と直接経費・間接経費 等
②調査方法	インターネットを用いたウェブアンケート	
③調査概要	<b>【事務所調査】</b> 及び <b>【業務量調査（新築）】</b> 及び <b>【改修調査】</b>	<b>【業務量調査（回答数：690事務所）】</b> ・建築物諸元 [構造、階数、用途、床面積等] ・業務量 [人・時間] ・設計業務に関する業務量の割合 等
④回答状況	調査対象2,293事務所のうち、690事務所より回答（回収率：30.0%）。但し、改修調査を除く。	

# (参考)これまでの検討経緯

時期	検討内容
令和3年8月30日	令和3年度第1回中央建築士審査会 ・改正の検討開始
令和3年11月1日	第1回業務報酬基準検討委員会 ・今後の議論の進め方      ・主な議題に対する各団体へのヒアリング結果      ・改正に向けた視点の整理
令和3年12月3日	第2回業務報酬基準検討委員会 ・第1回における改正の視点の議論を踏まえた各団体からの意見      ・改正方針の議論
令和3年12月17日	令和3年度第2回中央建築士審査会 ・改正方針等の中間審議
令和4年1月17日	第3回業務報酬基準検討委員会 ・改正方針の議論      ・アンケート項目・内容・実施方法等の検討
 ※ アンケートのプレ調査の実施（1月24日～2月4日）	
令和4年2月21日	第4回業務報酬基準検討委員会 ・改正方針の議論      ・アンケート項目・内容・実施方法等の検討（プレ調査を踏まえた改善）
令和4年3月22日	第5回業務報酬基準検討委員会 ・調査データとするプロジェクトの期間に係る対応方針の議論 ・改正方針の議論、アンケート項目・内容・実施方法等の確認・調整
令和4年4月21日	第6回業務報酬基準検討委員会 ・アンケート項目・内容・実施方法等の実施方法等の決定

※ 調査開始は新築と改修で同日とし、回答事業者の負担軽減のため、×切は新築を8月12日、改修を9月12日とした。

# (参考)これまでの検討経緯

時期	検討内容
令和4年9月1日	令和4年度第1回中央建築士審査会 ・改正検討状況等の中間審議
令和4年9月29日	第7回業務報酬基準検討委員会 ・実態調査結果の分析方法の議論・決定
令和4年11月7日	第8回業務報酬基準検討委員会 ・単一類型の略算表（課題と対応方針について、戸建住宅の類型の設定方針について） ・経費率
令和4年12月14日	第9回業務報酬基準検討委員会 ・単一類型の略算表（課題に対する対応、戸建住宅の類型の設定）
令和4年12月19日	令和4年度第2回中央建築士審査会 ・改正検討状況等の中間審議
令和5年3月13日	第10回業務報酬基準検討委員会 ・単一類型の略算表（各類型の業務量及び改定可否）
令和5年5月9日	第11回業務報酬基準検討委員会 ・単一類型の略算表（各類型の業務量及び改定可否） ・難易度係数の分析結果 ・複合化係数の分析結果
令和5年6月13日	第12回業務報酬基準検討委員会 ・単一類型の略算表の決定 ・難易度係数の決定 ・複合化係数の決定 ・設計業務比率の決定
令和5年7月18日	第12回業務報酬基準検討委員会 ・これまでの検討のとりまとめ

# 課題と検討状況(概要)

項目	課題	検討状況
① 戸建住宅の実態に合った略算表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 告示第98号改訂に際し、戸建住宅の略算表は<u>見直していない</u>。(業務量が実態と合っていないとの指摘がある。)</li> <li>○ 見直しにあたり、<u>種類の検証が必要</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸建住宅の<u>略算表を実態に合った業務量として改訂</u>。</li> <li>○ 検証を踏まえ、<u>現行の種類を維持</u></li> </ul>
② 難易度の観点に複数該当する場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難易度の観点に<u>複数該当する場合の難易度係数の設定</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難易度の観点に複数該当する場合に、難易度係数の<u>掛け算ができる基準に見直し</u>。</li> </ul>
③ 複合建築物の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合建築物の業務量の<u>算定法が分かりにくい</u>。(「独立運用の可否」で適用する算定法が異なる。) ※ 可：単純合算法、不可：加重平均法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>算定法を一本化</u> (単純合算法)</li> <li>○ あわせて、複合建築物の定義の明確化により難易度係数が適正化。</li> </ul>
④ 改修工事の設計等に関する業務量の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐震診断・改修工事以外の<u>改修工事の業務量が定められていない</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>次回の見直しに向けて調査を実施</u>。業務量に影響する要素や改修工事に係る業務内容の調査結果を整理。【検討中】</li> </ul>
⑤ BIMの業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必ずしも<u>BIMを活用した設計業務に対応したものとなっていない</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>次回の見直しに向けて調査を実施</u>。標準業務の設定や業務量設定の参考となる調査結果を整理。【検討中】</li> </ul>
⑥ 工事監理業務の工事期間等による業務量の増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事監理に係る業務量は<u>工事期間等で業務量が変わる</u>といった指摘がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事期間等の<u>参考情報を示すことができるか検討</u>。【検討中】</li> </ul>
⑦ 省エネ基準への適合義務化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年4月(予定)に<u>省エネ基準への適合の全面義務化が施行</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネ基準への適合の<u>全面義務化に対応した業務量を設定</u>。</li> </ul>

# 課題と検討状況①(戸建住宅の実態に合わせた略算表の見直し)

## 1. 課題

- **告示第98号の改訂に際し**、戸建住宅の略算表は改訂に十分な結果が得られなかったと判断し、**旧告示第15号から見直していない**。このため、業務量の実態と合っていないとの指摘がある。
- 改訂にあたり、**現行の建物類型（13類～15類）が適切であるか検証**が必要。
  - ※ 13類：詳細設計及び構造計算を必要とするもの、14類：詳細設計を必要とするもの、15類：その他の戸建住宅

## 2. 主な検討事項

- 調査の結果、前回は上回る615サンプル（前回234サンプル）が得られた。
- 調査において確認した業務量を左右すると仮定される、「延べ面積」、「構造種別」、「構造計算方法」、「階数」、「省エネ基準への適合有無」、「現行の建物類型（13類～15類）」の業務量への影響度を検証。
  - ⇒ 検証の結果**「延べ面積」及び「現行の建物類型」が業務量への影響度が高い結果**となった。
- 検証の結果を踏まえ、**現行と同じ「延べ面積」及び「現行の建物類型」により業務量を算定**。
  - ※ その際、13類と14類で、一部業務量の逆転が生じたため、これを統合し、構造計算の有無で再分類した結果を採用。
- このほか、規格化された住宅は略算方法の対象外として、業務量の調査対象から除くこととした。

## 3. 検討結果

- **戸建住宅の略算表を改訂**。（次頁）
- 改訂にあたり、検証の結果を踏まえ、**現行の建物類型（13類～15類）を維持**。

# 戸建住宅の業務量について

単位：人・時間

			改正（案）				（参考）告示第98号			
			100㎡	150㎡	200㎡	300㎡	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
<b>13類</b> <small>詳細設計及び構造計算を必要とするもの</small>	設計	総合	260	360	450	620	710	760	800	860
		構造	87	110	120	160	140	180	220	290
		設備	57	75	92	120	110	130	140	150
	工事監理	総合	100	120	150	180	180	240	290	390
		構造	25	30	34	42	30	48	66	100
		設備	24	32	39	51	38	49	59	77
<b>14類</b> <small>詳細設計を必要とするもの</small>	設計	総合	210	290	370	510	350	490	610	850
		構造	71	90	100	130	81	97	110	130
		設備	57	75	92	120	110	130	140	150
	工事監理	総合	100	120	150	180	180	240	290	390
		構造	25	30	34	42	30	48	66	100
		設備	24	32	39	51	38	49	59	77
<b>15類</b> <small>その他の戸建住宅</small>	設計	総合	130	180	220	310				
		構造	35	44	52	65	270	360	430	570
		設備	17	23	28	37				
	工事監理	総合	85	100	120	150				
		構造	21	25	29	35	120	170	210	290
		設備	12	16	19	25				



# 課題と検討状況②(難易度の観点に複数該当する場合の取扱い)

## 1. 課題

- 略算方式による業務量の算定にあたり、難易度の観点に複数該当する場合、そのうち最も適切な係数を略算表の業務量に乗じることとしており、難易度の観点に複数該当する場合と一つ該当する場合で、同じ係数が適用される。(難易度の観点に複数該当する場合の難易度係数を定められないか。)

## 2. 主な検討事項

- 難易度の観点に複数該当する場合の難易度係数を定めるため、**難易度の掛け算を前提とした難易度係数の算出方法を採用。**
  - ※ 告示第98号では、難易度の観点それぞれ一つに該当することを前提とした難易度係数の算出方法を採用。
  - ⇒ 告示第98号の難易度の観点の分類では、それぞれの観点別に、十分なサンプル数が確保できないなどの課題が生じたことから、観点を統合して係数を算出。
- 難易度係数の算出にあたり、**戸建住宅以外と戸建住宅それぞれの係数を算出。**
  - ※ 告示第98号では戸建住宅以外のサンプルを用いて算出した難易度係数を戸建住宅にも適用。

## 3. 改正方針(検討結果)

- 難易度の観点に複数該当する場合、**難易度係数の掛け算ができる**基準に見直し。
- 戸建住宅以外と戸建住宅**それぞれの難易度係数を規定。**

# (参考)難易度係数の算出方法

	難易度の掛け算を前提とした 難易度係数の算出方法 (今回の方法)	(参考) 告示第98号の 難易度係数の算出方法																		
サンプル	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての建物類型のサンプル (複数の難易度に該当するサンプルを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物類型別に求めようとする難易度の観点ひとつのみに該当するサンプル</li> </ul>																		
算出方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>①全ての建物類型のサンプルを統合</li> <li>②①のサンプルに対し、<b>業務量を目的変数、床面積と各難易度の観点の有無を説明変数とする重回帰分析</b>を行う(業務量予測モデル)。</li> <li>③②で得られた業務量予測モデルの<b>各難易度の観点の偏回帰係数を用いて難易度係数</b>を設定</li> </ol> <p>業務量予測モデル <math>y = ax^b \cdot z_1^c \cdot z_2^d \cdot z_3^e</math></p> <table border="0"> <tr> <td>目的変数 y</td> <td>: 業務量 (人・時間)</td> </tr> <tr> <td>説明変数 x</td> <td>: 延べ面積 (㎡)</td> </tr> <tr> <td>説明変数 z<sub>1</sub></td> <td>: 難易度の観点①の該当の有無 (ダミー変数)</td> </tr> <tr> <td>説明変数 z<sub>2</sub></td> <td>: 難易度の観点②の該当の有無 (ダミー変数)</td> </tr> <tr> <td>説明変数 z<sub>3</sub></td> <td>: 難易度の観点③の該当の有無 (ダミー変数)</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>: xに係る偏回帰係数</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>: z<sub>1</sub>に係る偏回帰係数</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>: z<sub>2</sub>に係る偏回帰係数</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>: z<sub>3</sub>に係る偏回帰係数</td> </tr> </table>	目的変数 y	: 業務量 (人・時間)	説明変数 x	: 延べ面積 (㎡)	説明変数 z <sub>1</sub>	: 難易度の観点①の該当の有無 (ダミー変数)	説明変数 z <sub>2</sub>	: 難易度の観点②の該当の有無 (ダミー変数)	説明変数 z <sub>3</sub>	: 難易度の観点③の該当の有無 (ダミー変数)	b	: xに係る偏回帰係数	c	: z <sub>1</sub> に係る偏回帰係数	d	: z <sub>2</sub> に係る偏回帰係数	e	: z <sub>3</sub> に係る偏回帰係数	<ol style="list-style-type: none"> <li>①建物類型別に難易度に該当しないサンプルをもとに業務量の回帰式(単回帰)を求める。</li> <li>②①により算出した難易度による影響を除く建物類型別の<b>理論上の業務量に対する各類型別に求めようとする難易度の観点ひとつのみに該当するサンプルの実績業務量の割合</b>を、全てのサンプルについて求める。</li> <li>③②で求めた各類型別の理論上の業務量に対する実績業務量の割合をサンプルの類型に関わらずひと纏めにし、外れ値処理を行った上で、中央値を当該難易度の観点に係る難易度係数として設定</li> </ol>
目的変数 y	: 業務量 (人・時間)																			
説明変数 x	: 延べ面積 (㎡)																			
説明変数 z <sub>1</sub>	: 難易度の観点①の該当の有無 (ダミー変数)																			
説明変数 z <sub>2</sub>	: 難易度の観点②の該当の有無 (ダミー変数)																			
説明変数 z <sub>3</sub>	: 難易度の観点③の該当の有無 (ダミー変数)																			
b	: xに係る偏回帰係数																			
c	: z <sub>1</sub> に係る偏回帰係数																			
d	: z <sub>2</sub> に係る偏回帰係数																			
e	: z <sub>3</sub> に係る偏回帰係数																			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建住宅と戸建住宅以外で区分して算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建住宅の業務量の見直しを行わなかったことから、戸建住宅以外のサンプルにより求めた難易度係数を戸建住宅にも適用。</li> </ul>																		

# (参考)難易度係数について

難易度の観点		戸建住宅以外		戸建住宅		(参考) 告示第98号	
		設計	工事監理	設計	工事監理	設計	工事監理
総合	特殊な形状の建築物	1.00 (-)	1.30	1.29	1.59	-	-
	特殊な敷地上の建築物					1.05	-
	木造建築物	1.08	1.13	-	-	1.35 ※1	-
構造	特殊な形状の建築物	1.13	1.25	2.17	2.44	1.15	1.25
	特殊な敷地上の建築物					1.15	1.20
	特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10				
	特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.22	1.23	1.50	-		
	免震構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05				
木造建築物	1.02	1.16	-	-	1.65 ※1	1.40 ※1	
設備	特別な性能が求められる建築物	1.21	1.08	-	-	1.25	1.45
	特殊な形状の建築物	1.09	1.35	1.18	1.09	-	1.35
	特殊な敷地上の建築物					1.55	1.50

※1 小規模なものを除く

## 課題と検討状況③(複合建築物の取扱い)

### 1. 課題

- 略算方式による業務量の算定にあたり、複合建築物の場合、単一用途の略算表による算定法に準ずる方法として、ガイドラインにおいて「独立運用が可能である」建築物は「単純合算法」、「独立運用が不可である」建築物は「加重平均法」により業務量を算出することとしているが、この「**独立運用の可否**」の**判断が難しい**といった指摘がある。

※ 独立運用が可能：建築物の用途ごとに独立した導線（避難経路を除く）が計画されており、用途ごとに単独で施設運用（付帯設備（駐車場・機械室）等）の供用は施設運用に含められないものとする。）が可能。

### 2. 主な検討事項

- 調査において「独立運用の可否」に加え、建物形態に着目して「分棟又は積層」を確認するとともに、①「独立運用の可否」で算定法を規定する方法、②「分棟又は積層」で算定法を規定する方法、③①や②によらず、一律に算定法を規定する方法について、実サンプルで得られた業務量と各手法により算定した理論値との当て嵌まりを検証。

⇒ ①から③の**いずれの手法も当て嵌まりに大きな差異は見られなかった。**

⇒ **基準の分かりやすさや使い勝手**を踏まえ、③（算定法は単純合算法）に一本化。

- 調査において、付置義務駐車場や事務所の**補完施設は、複合建築物の定義から除外するよう明確化。**

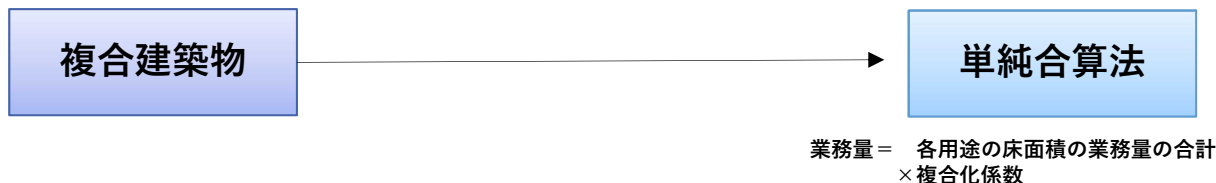
※ 告示第98号の見直しの際は、複合建築物のうち3割程度にこのようなものが含まれていた。

### 3. 検討結果

- 複合建築物の業務量の算定法を、**単純合算法に一本化。**
- 調査における複合建築物の定義の明確化により、**複合化係数が適正化。**

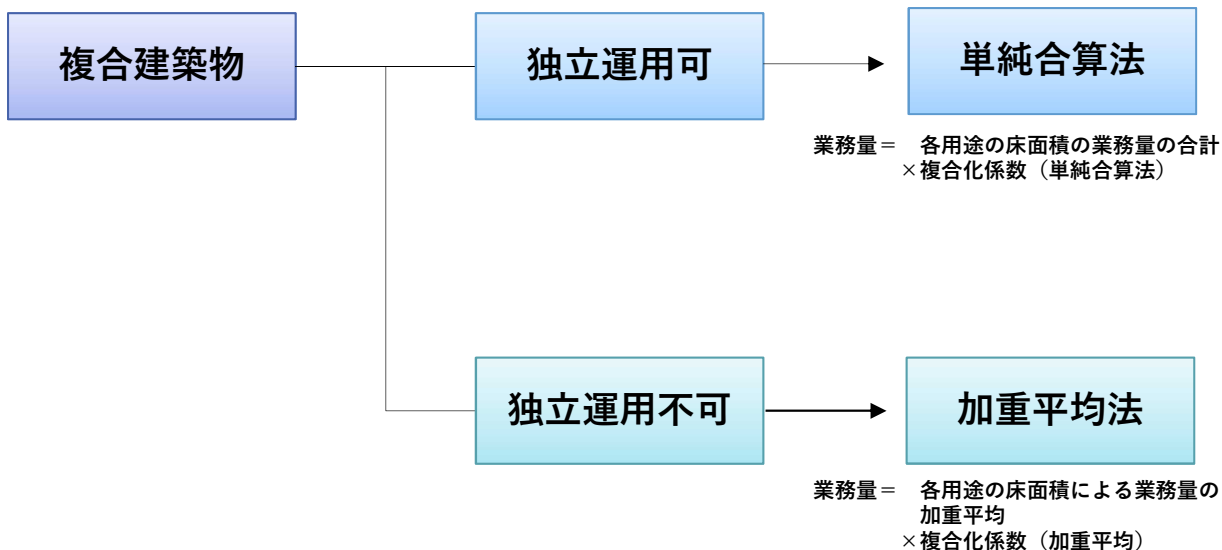
# (参考)複合化係数について

## <今回見直し案>



	複合化係数 (単純合算法) (今回見直し案)	
	設計	工事監理
総合	1.06	1.05
構造	0.91	0.89
設備	1.07	0.92

## <参考 告示第98号ガイドライン>



	(参考) 複合化係数 (単純合算法) (告示第98号ガイドライン)	
	設計	工事監理
総合	1.00	0.95
構造	0.85	0.75
設備	1.00	0.80

	(参考) 複合化係数 (加重平均法) (告示第98号ガイドライン)	
	設計	工事監理
総合	1.00	1.05
構造	0.90	0.70
設備	1.05	0.70

## 課題と検討状況⑦(省エネ基準適合義務化への対応)

### 1. 課題

- 改正建築物省エネ法の改正（令和4年6月公布）により、令和7年4月（予定）から、住宅を含む全ての建築物に、**省エネ基準への適合が義務化**されることを踏まえ、略算方式による業務量の算定にあたり、これに対応した業務量を設定する必要がある。

### 2. 主な検討事項

- 調査において、「省エネルギー基準に適合した設計の実施状況」について確認し、**略算表の作成に当たり、省エネルギー基準に適合して設計したサンプルの業務量を活用。**

### 3. 改正方針（検討結果）

- **省エネ基準への適合の全面義務化に対応した業務量の設定。**  
※ 今後の段階的な省エネ基準の引上げへの対応は、次回以降検討。

# 略算表の改訂に関する検討経緯と検討結果

- 調査対象プロジェクトの期間が4年であったことから、調査で得られたサンプル数が3,464（前回5,802）であり、略算表の業務量の算出にあたり、**従来の統計処理方法ではいくつかの課題が発生**。
  - ※ 2万㎡を超える床面積範囲の業務量の算出にあたっては、告示第98号見直しの際のサンプルを一部活用し、2万㎡を超える範囲とそれ以外でそれぞれ別に統計処理を行った。
  - <課題>
    - ① 業務量を設定する**床面積範囲の減少**
      - ※業務量はサンプルの最大値及び最小値の範囲で設定
    - ② 1類（標準的なもの）と2類（複雑な設計等を必要とするもの）の**業務量に逆転**
    - ③ **2万㎡前後で業務量に大きな段差**が生じた
      - ※ 2万㎡を超える面積範囲の業務量が2万㎡の業務量から減少するケースも生じた
    - ④ 2万㎡までの間に、**業務量が空白となる床面積範囲**が発生
  - ⇒ ①②はサンプル数に起因して発生したことが推測される課題、③④は告示第98号見直しの際の2万㎡を超えるサンプルを追加し、2万㎡を超える範囲とそれ以外でそれぞれ別に統計処理を行ったことにより発生した課題
- 課題も踏まえ、2万㎡を超える面積範囲の業務量の算出に、**告示第98号見直しの際のサンプルは原則活用せず**（統計処理も一本化）、統計処理方法として、従来の類型別（1類・2類別）に行っていた業務量予測モデルの作成を、**類型を一纏めとした業務量予測モデル**で算出する方法に見直し。
  - ※ 一定のもののみ、業務量を設定する面積範囲の補完のため、2万㎡を超える面積範囲の業務量算定に告示第98号見直しの際のサンプルを活用。
- 算出した業務量予測モデルをもとに略算表の業務量の改訂を行うが、この際、
  - ・ 告示第98号と同様に、当該モデルの決定係数が**0.3以上であるものを対象に見直し**を行うこととするほか、
  - ・ **サンプル数が著しく少ない類型（10以下）は見直しを行わない**こととした。
  - ・ 加えて、工事監理の業務量が著しく減少している類型は、適正な工事監理業務の実施に関し、誤解や支障をきたすおそれがある行わないこととした。
- ⇒ **全21類型中14類型を改訂**

# (参考)業務量の算出方法

	今回の業務量の算出方法	(参考) 告示第98号の業務量の算出方法
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日以降に完了した新築の設計又は工事監理等の業務 (令和4年5月30日に調査開始)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年1月7日以降に竣工した新築の設計又は工事監理等の業務 (平成30年2月26日に調査開始)</li> </ul>
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物類型別に、床面積の合計、1類・2類の別、省エネ基準への適否の3つを説明変数とする業務量予測モデル(重回帰)を作成。 ⇒ 1類・2類の別、省エネ基準への適否に応じた4つの業務量予測式が得られるが、このうち省エネ基準に適合するものを1類・2類それぞれの業務量として設定。</li> </ul> <p>業務量予測モデル <math>y = ax^b \cdot z_1^c \cdot z_2^d</math></p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>目的変数 y : 業務量 (人・時間)</p> <p>説明変数 x : 床面積の合計 (㎡)</p> <p>説明変数 <math>z_1</math> : 1類・2類の別 (ダミー変数)</p> <p>説明変数 <math>z_2</math> : 省エネ基準への適否 (ダミー変数)</p> <p>a : 定数項</p> <p>b : X に係る偏回帰係数</p> <p>c : <math>z_1</math> に係る偏回帰係数</p> <p>d : <math>z_2</math> に係る偏回帰係数</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途別、類別(1類・2類)に、床面積の合計を説明変数とする業務量予測モデル(単回帰)を作成。</li> </ul> <p>業務量予測モデル <math>y = ax^b</math></p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>目的変数 y : 業務量 (人・時間)</p> <p>説明変数 x : 床面積の合計 (㎡)</p> <p>a : 定数項</p> <p>b : X に係る回帰係数</p> </div>



# (参考) 類型別の改定可否

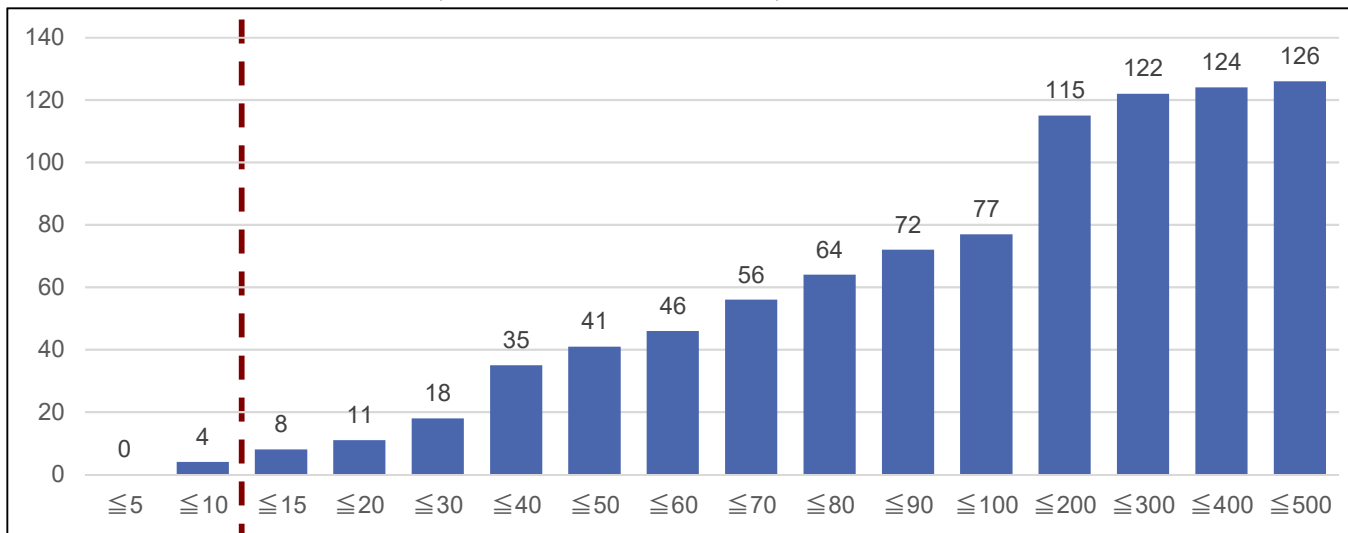
改定するもの： 14 類型    改定を見送るもの： 7 類型

	決定係数 0.3未満	決定係数 0.3以上
サンプル数 10以下  <u>5</u> 類型		3. 運動施設第2類 (4) : 0.379 3. 運動施設第1類 (5) : 0.379 9. 宿泊施設第2類 (9) : 0.734 10. 医療施設第2類 (9) : 0.868 <b>1. 物流施設第2類 (10) : 0.685</b> 工事監理業務量が著しく減少
サンプル数 10超  <u>16</u> 類型		<b>5. 商業施設第2類 (13) : 0.347</b> 工事監理業務量が著しく減少 12. 文化施設第1類 (16) : 0.786 8. 専門的教育施設第2類 (18) : 0.7 12. 文化施設第2類 (23) : 0.786 <b>5. 商業施設第1類 (25) : 0.347</b> 工事監理業務量が著しく減少 9. 宿泊施設第1類 (26) : 0.734 8. 専門的教育施設第1類 (28) : 0.7 10. 医療施設第1類 (30) : 0.868 7. 教育施設 (38) : 0.408 2. 生産施設第2類 (40) : 0.363 2. 生産施設第1類 (41) : 0.363 1. 物流施設第1類 (44) : 0.685 4. 業務施設第2類 (58) : 0.658 6. 共同住宅 (74) : 0.592 11. 福祉施設 (91) : 0.539 4. 業務施設第1類 (105) : 0.658

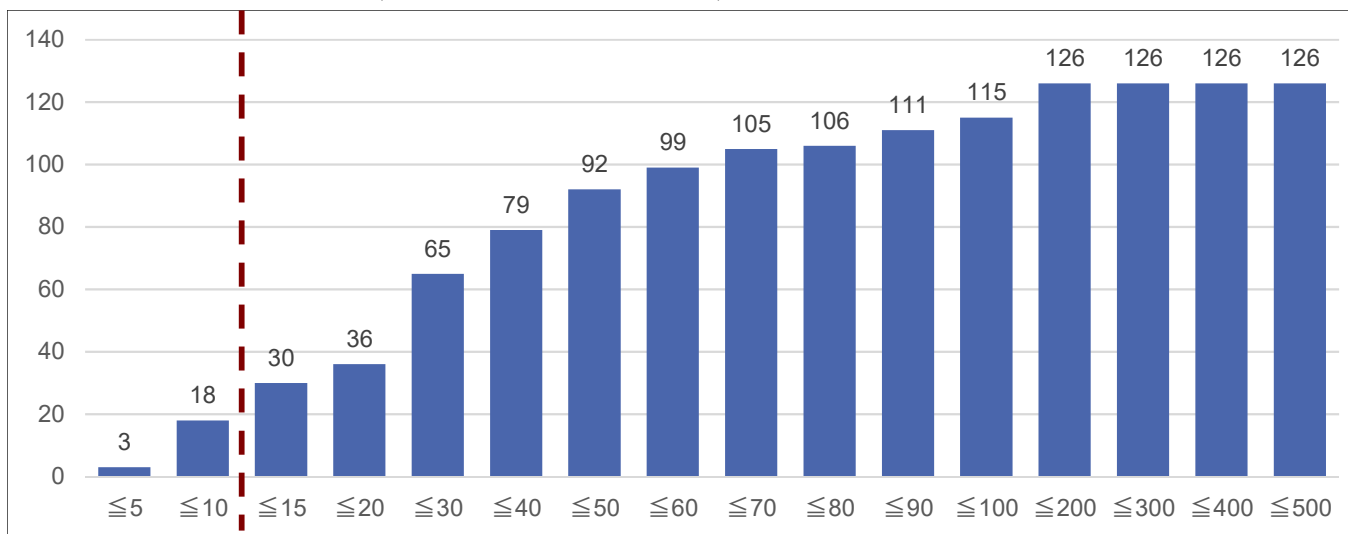
注) サンプル数及び決定係数は、設計（総合・構造・設備）及び工事監理（総合・構造・設備）の最小値

# (参考) サンプル数の度数分布(累積)

< 告示第98号の各類型別、設計・工事監理別、総合・構造・設備別の度数分布 >

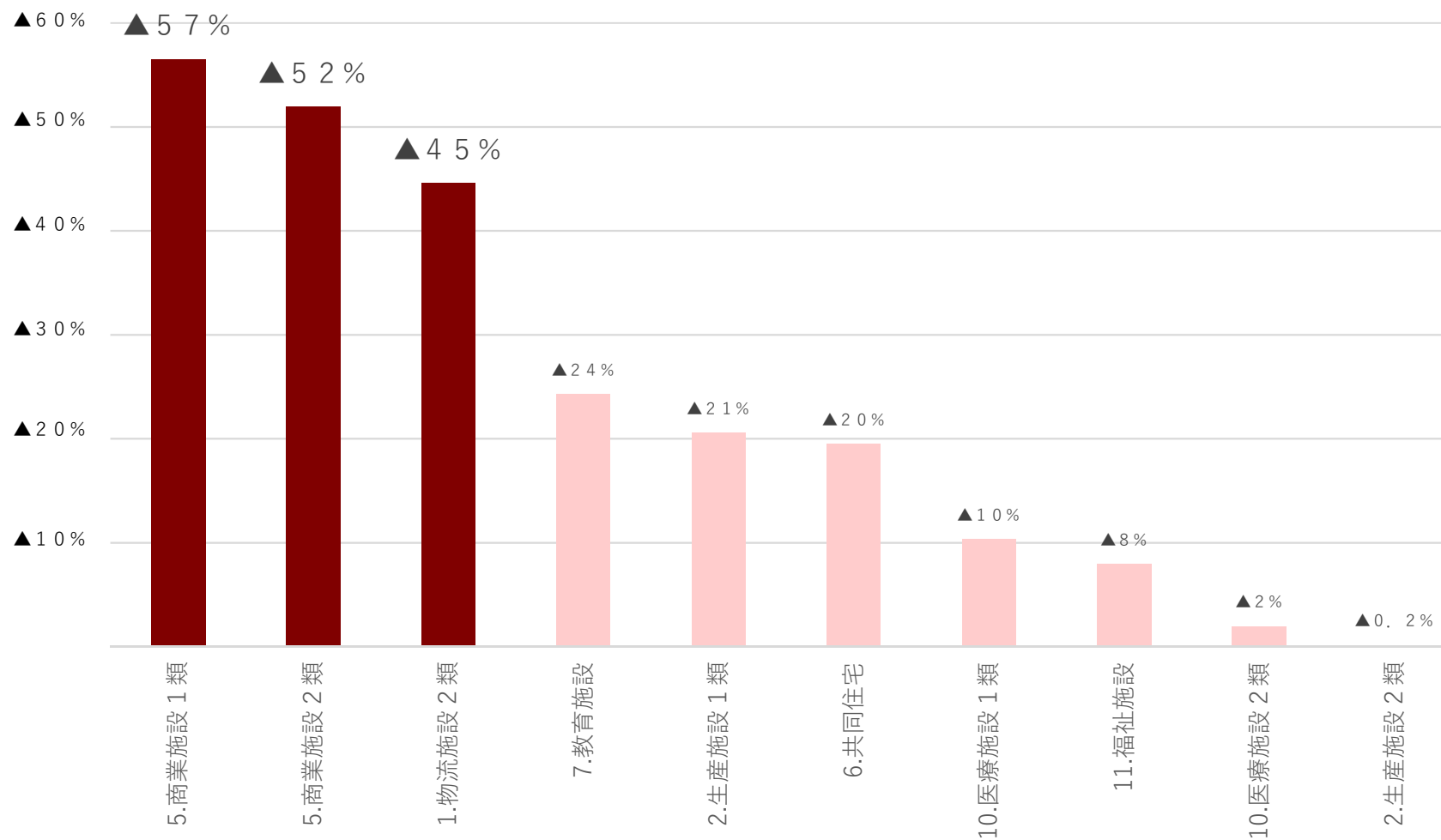


< 今回の各類型別、設計・工事監理別、総合・構造・設備別の度数分布 >



# (参考) 工事監理(総合・構造・設備の合計)に係る業務量について

< 告示第98号と今回を比較した工事監理 (総合・構造・設備の合計) の業務量の減少の割合 >



※その他の11類型は業務量が増加

# 経費率、設計業務における業務比率

## <経費率>

- 告示で定める直接経費及び間接経費の合計額は、**直接人件費の額に1.1を標準とする倍数を乗じて算出**する方法が規定されているが、調査で得られたサンプルを基に、告示第98号の見直しと**同様の方法で値を算出した結果、0.82**となった。
  - ⇒ 直接経費及び間接経費の合計額は、コロナ禍において通勤費、交際費等が削減されるなど、**特殊要因の影響を受けている可能性が高い**と考えられるため、**見直しを行わない**こととする。

## <設計業務における業務比率>

- 技術的助言において、設計等の業務の一部のみを行う場合（基本設計のみ又は実施設計等のみ）を行う場合には、略算表で示す値に業務比率を乗じて当該業務の業務量を算出できることとしており、**調査結果に基づき、下表通り業務比率を改訂**する。

## <設計業務における業務比率の見直し案>

	今回見直し案				(参考) 告示第98号			
	1類		2類		1類		2類	
	基本設計	実施設計等	基本設計	実施設計等	基本設計	実施設計等	基本設計	実施設計等
総合	28%	72%	29%	71%	29%	71%	29%	71%
構造	24%	76%	22%	78%	23%	77%	25%	75%
設備	23%	77%	25%	75%	22%	78%	27%	73%